

金沢市キッズプログラミングスクール開催における機材貸出実施要項

令和元年7月10日決裁

1. 目的

この要項は、公民館・児童館等の地域において、キッズプログラミングスクール（以下「スクール」といいます。）を開催し、子供達と地域住民がプログラミングに興味・関心・意欲を持って、ともに学ぶ機会を促進するため、地域で自主的にスクールを開催する団体等に対して、本市がスクール開催に必要な機材（以下「機材」といいます。）の貸出を行うに当たり、必要な事項を定めることを目的とします。

2. 対象となる運営主体

機材の貸出の対象となる運営主体は、次の各号のいずれかに該当する団体等とします。

- (1) 金沢市内の公民館・児童館の運営団体
- (2) 金沢市内の小中学校を拠点に活動する教育・地域団体（PTA、育友会、父親クラブ等）
- (3) 金沢市内において非営利でスクールを開催する団体
- (4) その他必要があると認められるもの

3. 貸出要件

機材の貸出要件は、次の各号のいずれにも該当することとします。

- (1) プログラミングを体験、学習する内容であること。
- (2) 主な参加者が、就学前児童から中学生までであること。
- (3) スクールは、非営利目的であって、かつ、公共性の高いものであること。
- (4) スクールの開催を広く一般に告知すること。
- (5) 公民館、児童館、学校等の人が集まりやすい場所で開催すること。
- (6) スクールの参加者を10名以上見込むものであること。
- (7) 地域住民による運営スタッフを複数名配置可能であること。
- (8) 原則、参加費が無料であること。

ただし、運営主体による実費相当（材料費、外部講師謝礼等）の徴収は可能です。

- (9) スクール開催後、2週間以内に機材貸出結果報告書（別紙様式）を提出すること（会場の運営状況を確認できる写真、参加者及び運営スタッフの人数、良かったこと、改善を要すること、今後の抱負等）。

4. 貸出期間

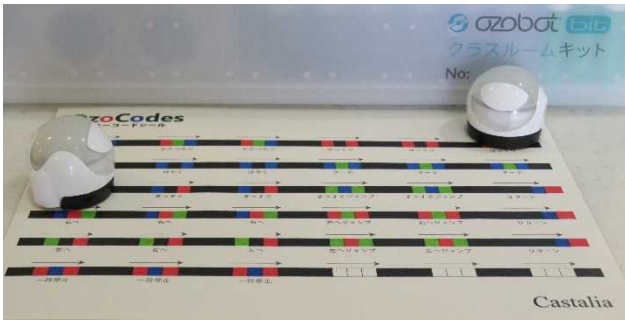


- (1) 機材等の貸出を行う期間は、スクール開催日の前日から翌日までとします。
- (2) 機材の貸出、返却は、ITビジネスプラザ武蔵4階事務室にて、10時から19時までの受付時間中に行います。

5. 貸出申請及び決定

- (1) 機材の貸出を受けようとするもの（以下「申請者」といいます。）は、原則、スクール開催日の2週間前までに、ITビジネスプラザ武蔵ホームページ内の専用予約フォームから申請するものとします。
- (2) 申請者から前号の規定による申請があった場合は、市でその内容を審査の上、機材の利用の可否を速やかに決定し、その旨を申請者に通知します。
- (3) 貸出期間が重複する申請が複数あった場合には、その申請のあった順に優先に貸出することとするため、「6. 機材一覧」に示す台数を貸出できない場合があります。

6. 機材一覧

申請者に対して貸出する機材は、次に掲げるものとします。

<p>① PETS（ペット） 5台</p> 	<p>② Ozobot（オゾボット） 12台 （充電用USBポートを含む）</p> 
<p>③ micro:bit（マイクロビット） 20台</p> 	<p>④ iPad（アイパッド） 20台</p> 

7. 機材の管理等

- (1) 申請者は、貸出を受けた機材を大切に使用し、管理してください。
- (2) 申請者は、貸出を受けた機材を譲渡し、貸与し、又は担保に供してはなりません。
- (3) 申請者は、貸出を受けた機材を損傷し、又は亡失した場合は、直ちにその旨を届け出てください。

8. 費用負担

申請者は、電池等消耗品にかかる費用を負担するものとします。

9. 損害弁償

申請者の故意又は重大な過失により機材を損傷し、又は亡失したときは、実費を弁償しなければなりません。

附則

この要項は、令和元年7月10日から施行します。